

平成28年3月28日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 議会運営委員長 堤 松男

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

議第 2 号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例(昭和 4 8 年亀岡市条例第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条総務文教常任委員会の項第 2 号中「政策推進室」を「市長公室」に改め、同条産業建設常任委員会の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 土木建築部の所管に属する事項

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。